

令和 7 年度

いじめ防止基本方針

龍谷富山高等学校

目 次

第 1	いじめ防止等のための基本理念	1
第 2	いじめの定義	1－2
第 3	本校の現状と課題	2
第 4	いじめ防止等の対策のための組織	2
第 5	いじめ防止等に関する措置	3－6
	○共通理解	3
	（1）いじめの未然防止	3
	（2）いじめの早期発見	3－4
	（3）いじめの対処法	4－6
	1. 対処の流れ	4
	2. いじめの発見・通報を受けた時の対応	4－5
	3. いじめられた生徒又はその保護者への支援	5
	4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言	5
	5. いじめが起きた集団への働きかけ	6
	6. ネット上でのいじめ対応	6
第 6	重大事態への対処	6－7
	（1）重大事態の発生と調査	6－7
	（2）調査結果の提供及び報告	7
○	年間計画	8
○	いじめ発生時の組織対応図	9
○	重大事態発生時の対応	10
○	【参考資料】「いじめのサイン発見シート」	11

龍谷富山高等学校いじめ防止基本方針

学校における教員には、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における、生徒の安全確保に配慮すべき義務（安全管理義務）があり、特に生命、身体、精神、財産等に大きな悪影響ないし危害が及ぶ恐れがあるような時には、そのような悪影響ないし、危害の現実化を未然に防止するため、その事態に応じた適切な措置を講ずる一般的な義務がある。

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、龍谷富山高等学校のすべての生徒が安心・安全に充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定する。

第1 いじめ防止等のための基本理念

- ① いじめは「どの生徒にも、どのクラスにも、どの学校にも起こりうる」ことを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、全ての生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要である。
- ② 全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。
- ③ このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、建学の精神である「学園の心」を重んじ、「互にうやまい、助け合います」の精神を心に刻み、互いに生かされている存在であることを基本に、生徒・教職員全員が共に教育活動に取り組み、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要である。
- ④ また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。
- ⑤ これらに加え、いじめ問題への取り組みの重要性について社会全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取り組みを推進するための普及啓発が必要である。

第2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1…学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

※2…身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・すれ違いざまに足を引っ掛けられたり、身体を押されたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・悪ふざけ、故意に「失神ゲーム」をさせられる
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、SNSを通じて誹謗中傷や嫌なことをされる 等

○ いじめの解決の判断

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

第3 本校の現状と課題

1 現状

- ・ 富山市内の中学校からの入学者が7割以上を占め、それに加えて富山県全域・県外からの生徒で構成されている。
- ・ 男子生徒と女子生徒の割合はほぼ半々で、比較的落ち着いた雰囲気で学校生活が送られている。
- ・ 挨拶を積極的にする生徒もいるが、コミュニケーションがうまく取れない生徒も存在している。

2 課題

- ・ 小・中学生時代にクラス役員等の経験のある生徒が少ないためか、リーダーシップを取れる生徒が少ない。
- ・ 友達関係が上手く築けず、ネット関連の小さなトラブルが生ずることがある。
- ・ 集団に溶け込めず、孤立しがちな生徒も見られる。

第4 いじめ防止等の対策のための組織

1 校内委員会名称 いじめ防止対策委員会（以下 委員会と称す）

2 構成員 校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導部長、生徒指導副部長、教務部長、教育相談室長、養護教諭、各学年主任 等

※個々の事案により、学級担任、部活動顧問、その他関係職員が本委員会の要請により参加するものとする。

3 校内委員会の役割

- ・ 本校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認・検証
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・ 発見されたいじめ事案（重大な事案を含む）への対応
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の通報先・相談窓口
- ・ 本校いじめ防止基本方針の見直し

※ 重大な事案については、富山県経営管理部学術振興課に直ちに報告し、連携して対応する。

第5 いじめの防止等に関する措置

(共通理解)

被害者・加害者を発見するまでもなく、全ての生徒がいじめに巻き込まれる（傍観者も加害者となる）可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行うことが最も有効な対策になる。

(1) いじめの未然防止

- ① 「学園の心」に基づく学校教育全体を通して、思いやりの心を育成する。
- ② 人との関わり合いを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気付いていくこと、互いに関わり合いながら絆作りを進め、社会性のある大人へと育む。
- ③ 全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っているという思いを感じられることができる機会を全ての生徒に提供し、自己存在感、自己有用感を高められるように努める。
- ④ 生徒自らが、いじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組みを推進する。
- ⑤ 生徒会活動等において、「いじめ撲滅宣言文（いじめ^{ゼロ}）」等のスローガンの下、いじめ根絶に向けて生徒主体の啓発活動を推進する。
- ⑥ いじめの加害の背景には、勉強や人間関係のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分、やりやすい授業づくりを進めていく。
- ⑦ 授業規律を確立する。

(授業中の改善度プラン)

- 授業中の挨拶
 - 相手の話を静かに聞くことができる
 - 自分の意見を相手に伝えることができる
 - ルールを守ることができる
- ⑧ 学級や学年、部活動等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進め、生徒が、ストレスに適切に対処できる力を育む。
 - ⑨ 全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
 - ⑩ いじめ防止にかかわる教職員校内研修を、定期的実施する。
 - ⑪ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
 - ⑫ ネットいじめ防止のため、情報モラル教育をあらゆる教育活動を通じて行うとともに、専門家による講習会も計画的に入れる。

(2) いじめの早期発見

(基本的な考え)

重大事案に至ったいじめの多くは、誰ひとり何も気が付かなかったというよりも、そうした些細な情報を放置したり、問題ではないと判断したりした結果、深刻化している。「早期認知」「早期対応」を心がける。

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
 - ② 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、早い段階から複数の教員で的確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。「気がかりなこと」を放置しない。
 - ③ 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃から訴えやすい雰囲気をつくる。生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談しやすい体制を整備する。いじめの被害をはっきりと発信しない生徒がいることを念頭に置く。
- | | |
|---------|--------------|
| 個人面談の実施 | 4月、8月（面談週間） |
| アンケート調査 | 5月、6月、10月、2月 |
| 相談窓口 | 教育相談室、保健室 |

（3）いじめの対処法

（基本的な考え）

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

1. 対処の流れ

- ① 委員会が、いじめとして対応すべきか否かを判断する。
- ② 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- ③ いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題解消まで委員会が責任をもつ。
- ④ ただし、加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果をあげることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合、委員会は理事長と連絡を取り、富山県私学振興担当、又は富山中央警察署と相談して対処する。
- ⑤ また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに富山中央警察署に通報し、適切に援助を求める。

2. いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ いじめられた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ④ いじめ発見後の休み時間の見回りの強化や、観察を怠らないように対応する。
- ⑤ 事案に応じて、いじめの重大性を伝え、いじめをやめさせるための学級・学年全体指導を行う。
- ⑥ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、委員会に直ちに報告し、情報を共有する。

- ⑦ 委員会組織が中心となり、速やかに関係生徒や周辺生徒から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ⑧ 事実の確認の結果は、委員会が責任をもって理事長に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ⑨ 学校が、いじめた生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく、富山中央警察署と相談して対処する。
- ⑩ なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに富山中央警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。
- ② 生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分注意して以後の対応を行う。
 - ア) 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を報告する。
 - イ) いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
 - ウ) いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員）と連携して、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
 - エ) いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
 - オ) 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
 - カ) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ① いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発防止するための措置をとる。
- ② 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して問題点の指摘と嚴重指導方針等の対応が適切に行えるよう保護者の協力を求める。また、保護者に対して学校での様子や改善すべき点を素直に伝え、継続的な助言を行う。
- ③ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅す行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ② 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

6. ネット上でのいじめ対応

- ① 被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ② 名誉棄損やプライバシーの侵害があった場合、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- ③ こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ④ なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに富山中央警察署に通報し、適切に援助を求める。

第6 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法 第28条）

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害※1が生じた疑いがあると認めるとき」、または「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席する※2ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を意味する。

※1…「生徒の生命、心身の又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などである。

※2…「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当期間学校を欠席する」とは、不登校の定義を踏まえ、いじめをうけた生徒が年間30日を目安とし、欠席している状態である。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日という目安によらない。

生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告し、対応する。

② 被害生徒の保護

重大事態が発生した場合には、直ちに保護者、関係機関と連携していじめを受けた生徒の心身の安全確保を行う。

③ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、直ちに理事長や富山県私学振興担当に、事態発生について報告する。

④ 調査を行うための組織

学校は、理事長の指導・助言の下、「委員会」メンバーに、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係のない人（第三者）を加えた「重大事態の調査委員会」を設置する。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

- ア) 「重大事態の調査委員会」は、重大事態に至る要因となった「いじめ」行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、「いじめ」を生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り時系列に沿って、網羅的に明確にする。
- イ) 「いじめ」の被害生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。また、被害生徒の保護者の要望・意見も十分に聴取する。

(2) 調査結果の提供及び報告

① 調査結果の提供

- ア) 上記の調査により明らかになった事実関係について、被害生徒及び保護者に、情報を適切に提供する。
- イ) 情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 調査結果の報告

調査結果を富山県私学振興担当に報告する。その際、被害生徒及びその保護者が希望する場合には、その所見をまとめた文書も添付する。

③ 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

調査結果の報告を受けた知事は、必要な場合、独自の調査機関を設けて再調査を行う。

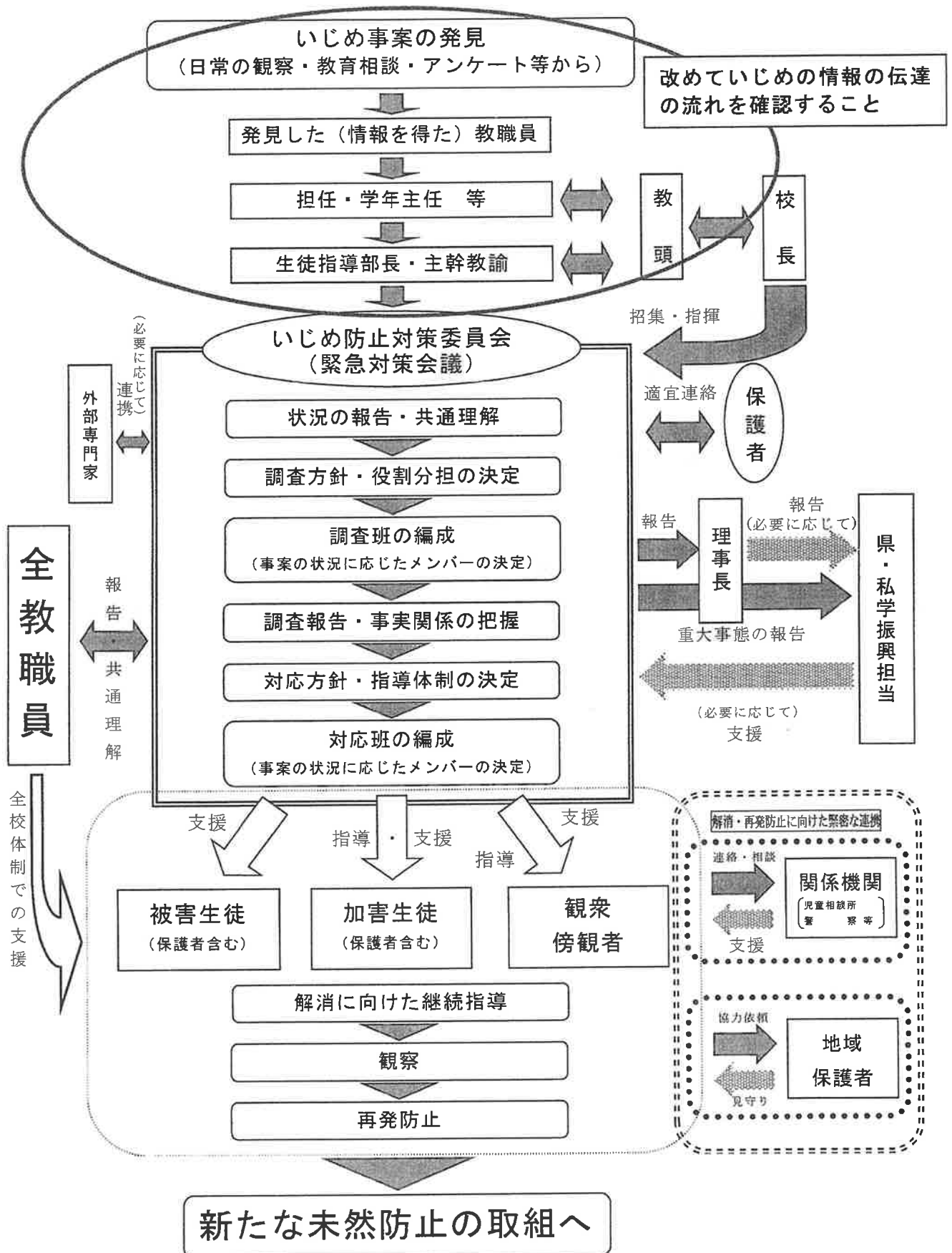
④ 再調査の結果を踏まえた措置等

調査結果を踏まえて、学校は「重大事態」が再発しないために必要な措置を講じる。

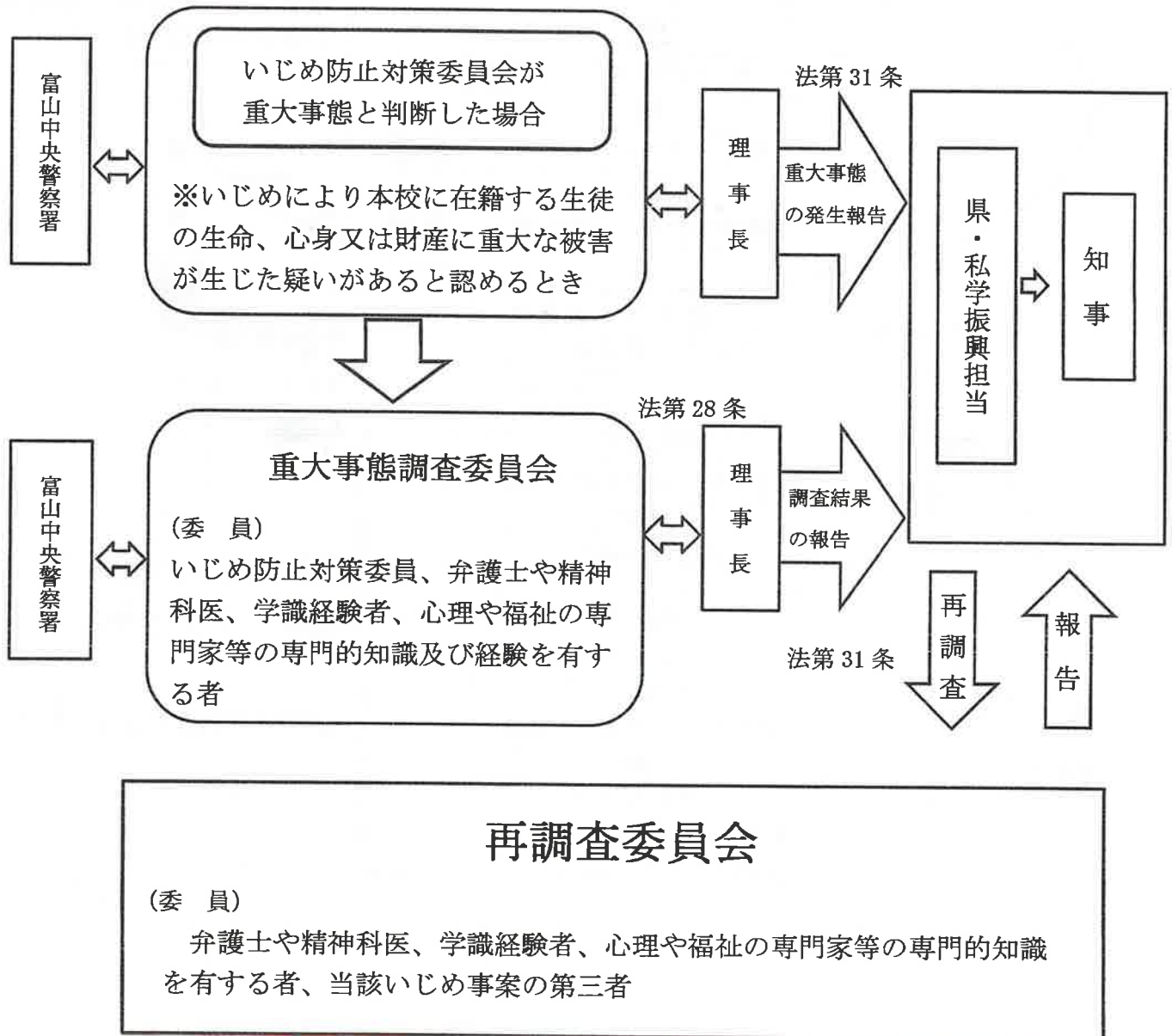
年間計画

いじめ防止に向けた取組						
月	対策委員会	調査	面接	校内研修	生徒会活動	その他
4月	○		○ (全員対象)		○ (防止週間) ※校内放送、校門での呼びかけ等	・学校基本方針の説明(全校集会にて) ・「学園の心」講話 ・報恩の日 ・学年礼拝 ・クラス礼拝
5月		○			○(防止週間) ※校内放送、校門での呼びかけ等	・教育振興会総会(保護者への啓発) ・宗祖降誕会 ・学年礼拝 ・クラス礼拝
6月		○				・報恩の日 ・学年礼拝 ・クラス礼拝
7月	○ ※1学期の評価		○ 3者面談 (全員対象)	○		・学年礼拝 ・クラス礼拝 ・保護者懇談会
8月			○2者面談 (全員対象)			・二者面談
9月	○					・報恩の日 ・学年礼拝 ・クラス礼拝
10月		○			○(防止週間) ※校内放送、校門での呼びかけ等	・報恩の日 ・学年礼拝 ・クラス礼拝
11月						・全校報恩講 ・学年礼拝 ・クラス礼拝
12月	○ ※2学期の評価		○3者面談 (全員対象)	○		・クラス礼拝 ・保護者懇談会
1月					○(防止週間) ※校内放送、校門での呼びかけ等	・御正忌報恩講 ・学年礼拝 ・クラス礼拝
2月		○				・報恩の日 ・学年礼拝 ・クラス礼拝
3月	○ ※学年末の評価					・学年礼拝 ・クラス礼拝
備考	・定例会5回 ・緊急時には随時対応			・年度内2回実施(教育相談等)		・宗教行事を通して心の教育を行う

いじめ発生時の組織的対応図



重大事態発生時の対応図



【 参 考 資 料 】

いじめのサイン 発見シート

監修 森田洋司 氏 大塚市立大学客員教授 / いじめ防止基本方針策定部会委員

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。
言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、
これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン
発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。

朝 (登校前)

※チェック欄は2歳、もしくは2人で出来るように2つあります。

- ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ☐ 遅刻や早退がふえた。
- ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

夕 (下校後)

- ☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。
- ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ☐ 親しい友達遊びに来ない、遊びに行かない。

お子さまの
ようすは
いかがですか？

夜間 (就寝後)

- ☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったりこわれている。
- ☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- ☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

夜 (就寝前)

- ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ☐ 学校や友達の話がへった。
- ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

■「いじめ」をしていますか？
いじめの側になっていると、
次のようなサインが出ていることがあります。

- ☐ 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない、人のことをばかにする。
- ☐ 買ったおぼえない物を持っている。
- ☐ 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境が大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりがから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

「あれ？」
もしかしてと
思ったら...

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しなさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口 24時間いじめ相談ダイヤル **0570-0-78310 (なやみ言おう)**
24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。

政府広報オンライン特集ページ <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/ijime/>



政府広報 | 文部科学省

* 文 部 科 学 省 「 い じ め の サ イ ン 発 見 シ ー ト 」

